

名古屋市港区魅力発信サポーター制度 運用要項

(設置)

第1条 名古屋市港区魅力発信事業として、港区の認知度の拡大や区民の愛着の醸成を図るため、港区の魅力を発信いただく「名古屋市港区魅力発信サポーター」（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 サポーターは、当該個人の SNS 等により名古屋市港区の魅力に感じた事（風景、物、イベントなど）の発信を行う。

なお、港区の魅力を SNS で発信する際は「#港区魅力発信サポーター」「#イトコ港区」を付けて可能な範囲で投稿すること。

(要件)

第3条 サポーターは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 名古屋市港区役所（以下「区役所」という。）が行う魅力発信の取組みの趣旨に賛同し、協力いただける個人及び法人その他団体とする。ただし、18歳未満の個人である場合は、親権者など法定代理人の同意を得たものに限る。
- (2) 主体的に魅力を発信していくことができる者であること。
- (3) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者かつ同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

(任命)

第4条 港区役所が指定するイベント等に参加した者のうち、適当と認めた者をサポーターに任命する。

2 港区役所地域力推進課長は、サポーターにその旨を通知する。

(任期)

第5条 サポーターの任期は、定めないものとする。

(辞任)

第6条 サポーターとしての活動を辞任しようとするときは、辞任フォームに必要事項を入力の上、港区役所地域力推進課へ送信するものとする。

(禁止事項)

第7条 サポーターは、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 政治的活動、宗教的活動、暴力、威力又または詐欺での経済的利益の追求を目的とした活動をする事
- (2) 法令や公序良俗、本要項、各 SNS 等の利用規約に違反し、又はそのおそれがある行為
- (3) 特定の個人、企業、国、地域を誹謗中傷、あるいはそのプライバシーを侵害する、またその恐れのある行為
- (4) 他者になりすますなど、虚偽や事実と異なる行為
- (5) 営利を目的とした行為、特定サイトやアドレスの掲示などの情報提供・宣伝・勧誘行為を含む行為
- (6) 著作権、商標権、肖像権などの当課または第三者の知的財産権を侵害する恐れのある行為
- (7) 有害なプログラムを拡散すること
- (8) わいせつな表現などを含む不適切な行為
- (9) 本事業に関する運営を妨げる行為
- (10) 立入禁止の場所への立ち入りや撮影禁止の場所で撮影すること

(解任)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、サポーターを解任することができる。

- (1) サポーターから第6条の辞任の申し出がされたとき
 - (2) 第7条の規定に違反したとき
 - (3) サポーターとしての不適格な表現又は言動があり、サポーターとしての適格性を欠くに至ったとき
 - (4) その他、地域力推進課長がサポーターとしてふさわしくないと認めたとき
- 2 前項各号により解任したときは、港区役所地域力推進課長は速やかにその旨を当該サポーターに通知する。

(支援)

第9条 区役所は、サポーターの活動が円滑に実施できるよう努めるものとする。

(報酬等)

第10条 サポーターに対する報酬及び活動に係る経費は支給しない。

(投稿写真に係る使用許可)

第 11 条 区役所は、サポーターに帰属する SNS に投稿した写真等の著作物（以下「投稿写真」という。）について、区役所が行うポスター、ホームページ等での広報活動に限り、無償で利用できることとする。

2 前項の規定に基づき、投稿写真を区役所が利用するに当たっては、利用の方法及び範囲を個別にサポーターと協議することができる。

(個人情報の取扱いについて)

第 12 条 サポーターの個人情報については、サポーターの活動に関するものにのみ使用し、許可なく第三者に開示・提供はしない。また、解任が行われた際は、速やかに適切な処理で削除する。

(補 則)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は港区役所地域力推進課長が別に定める。

附則

この要項は、令和 7 年 2 月 21 日から施行する。